

道路工事施行承認申請書

令和 年 月 日

春日部市長 あて

〒

申請者 住所

氏名

申請代理人

電 話

道路法第24条の規定により承認を申請します。

工事の場所	春日部市	番地先から	番地まで
工事の目的			
工事の期間	令和 年 月 日	～ 令和 年 月 日	開発 有・無
工事の概要		数量	
工事施工者			
添付図書 (各3部)	位置図、案内図、土地利用計画図、縦横断図、構造図、現況写真、その他		
承認後の 処 理	工事の結果完成した物件は、完了確認を経て寄附します。 工事のため取得した用地は、別途手続きを経て寄附します。		

道路工事施行承認申請書

令和 年 月 日

春日部市長 へ

〒

申請者 住所

氏名

道路法第24条の規定により承認を申請します。

工事の場所	春日部市 番地先から 番地まで		
工事の目的			
工事の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	開発	有・無
工事の概要		数量	
工事施工者			
添付図書 (各3部)	位置図、案内図、土地利用計画図、縦横断図、構造図、現況写真、その他		
承認後の 処 理	工事の結果完成した物件は、完了確認を経て寄附します。 工事のため取得した用地は、別途手続きを経て寄附します。		

道 路 台 帳 補 正 調 書

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">認定路線名</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">(有 ・ 無)</td> <td style="width: 50%;">特記事項</td> </tr> <tr> <td>市 道</td> <td style="text-align: center;">— 号線</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>市 道</td> <td style="text-align: center;">— 号線</td> </tr> <tr> <td>市 道</td> <td style="text-align: center;">— 号線</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合 計</td> <td style="text-align: center;">路 線</td> </tr> </table>	認定路線名	(有 ・ 無)	特記事項	市 道	— 号線		市 道	— 号線	市 道	— 号線	合 計	路 線	<div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">計 図 葉</p>
認定路線名	(有 ・ 無)	特記事項											
市 道	— 号線												
市 道	— 号線												
市 道	— 号線												
合 計	路 線												

道路工事施行承認書

令和 年 月 日

〒

申請者 住所

氏名

令和 年 月 日付で申請のありました道路工事については、道路法第24条の規定により下記条件を附して承認します。

春日部市長

記

工事の場所	春日部市	番地先から	番地まで
工事の目的			
工事の期間	令和 年 月 日	～ 令和 年 月 日	開発 有・無
工事の概要		数量	
工事施工者			
添付図書 (各3部)	位置図、案内図、土地利用計画図、縦横断図、構造図、現況写真、その他		
承認後の 処 理	工事の結果完成した物件は、完了確認を経て寄附します。 工事のため取得した用地は、別途手続きを経て寄附します。		

承認条件

- 着手しようとするとき及び工事が完了したときは、「着手届」、「道路工事完了検査申請書」を提出し、竣工検査を受けること。(工事写真も提出)
- 工事に伴い発生した不用物件は、市長の指示する場所へ搬出すること。
- 道路の構造上必要な用地は、権原を市に帰属せしめるようにすること。
- 本工事は、申請書添付図書に従って施工すること。
- 工事は交通量の最も少ない時(8:30から17:00)におこなうこと。
- 工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色灯又は黄色灯、市の指示する所定の道路標識、その他工事標示施設を完備すること。
- 工事施工に伴い騒音・振動・地盤沈下等の理由により第三者に影響をおよぼした場合は、申請者の責任において速やかに処理すること。
- 通勤・通学時間帯は、極力工事を避けること。
- 境界標等に影響があった場合は復元すること。
- 歩車道乗上げブロックを設置する場合は、乗上げ部分の段差を2cm以下とすること。

教 示

1 審査請求について

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に春日部市長に対して、審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、春日部市長を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において春日部市を代表する者は市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決を受けた日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

管理指令 第 号
令和 年 月 日

道路工事施行承認書

〒

申請者 住所

氏名

令和 年 月 日付で申請のあり
ました道路工事については、道路法第24条
の規定により下記条件を附して承認しま
す。

春日部市長

印

記

工事の場所	春日部市	番地先から	番地まで
工事の目的			
工事の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	開発	有・無
工事の概要		数量	
工事施工者			
添付図書 (各3部)	位置図、案内図、土地利用計画図、縦横断面図、構造図、現況写真、その他		
承認後の 処 理	工事の結果完成した物件は、完了確認を経て寄附します。 工事のため取得した用地は、別途手続きを経て寄附します。		

承認条件

- 着手しようとするとき及び工事が完了したときは、「着手届」、「道路工事完了検査申請書」を提出し、竣工検査をうけること。(工事写真も提出)
- 工事に伴い発生した不用物件は、市長の指示する場所へ搬出すること。
- 道路の構造上必要な用地は、権原を市に帰属せしめるようにすること。
- 本工事は、申請書添付図書に従って施工すること。
- 工事は交通量の最も少ない時(8:30から17:00)におこなうこと。
- 工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色灯又は黄色灯、市の指示する所定の道路標識、その他工事標示施設を完備すること。
- 工事施工に伴い騒音・振動・地盤沈下等の理由により第三者に影響をおよぼした場合は、申請者の責任において速やかに処理すること。
- 通勤・通学時間帯は、極力工事を避けること。
- 境界標等の影響があった場合は復元すること。
- 歩車道乗上げブロックを設置する場合は、乗上げ部分の段差を2cm以下とすること。

教 示

1 審査請求について

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に春日部市長に対して、審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、春日部市長を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において春日部市を代表する者は市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決を受けた日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

道路工事施行承認申請書

春日部市長 あて

〒

住所

氏名 ⑩

担当者

TEL

道路法第24条の規定により承認を申請します。

記

工事の場所	春日部市		番地先から		番地まで						
工事の目的											
工事の期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	開発	有・無
工事の概要			数量								
工事施工者											
添付図書 (各3部)	位置図、案内図、土地利用計画図、縦横断図、構造図、現況写真、その他										
承認後の 処 理	工事の結果完成した物件は、完了確認を経て寄附します。									事前 協議	<input type="checkbox"/> 道路建設課
	工事のため取得した用地は、別途手続きを経て寄附します。										<input type="checkbox"/> 河川課

道路工事施行承認審査書兼伺書

		道路管理課長	主 幹	主 査	回 議		起 案 者	道路管理課 道路管理担当			
								内線 (番)			
事務的 審査・ 技術的 審査	受 取	令和 年 月 日	合 議		担当課長	主 幹	主 査	主 査	担 当		
						主 幹	主 査	主 査	担 当		
						主 幹	主 査	主 査	担 当		
						主 幹	主 査	主 査	担 当		
						主 幹	主 査	主 査	担 当		
								公 印 使 用			
								月 日			個
起 案	令和 年 月 日				現地確認	令和 年 月 日					
決 裁	令和 年 月 日				保存期間	永年 ・ 10 ・ 5 ・ 3 ・ 1					